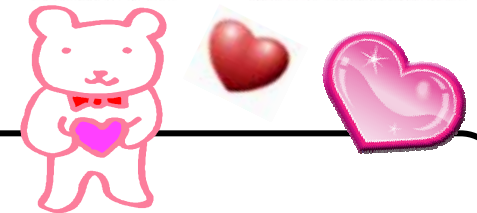


2010年 2月号 竹内総合会計事務所 通信

みなさまの経営の
お役に立つ情報を
発信します！

TAKEUCHI ACCOUNTING OFFICE
One Stop Management 竹内総合会計事務所



事務所からのお知らせ

この不景気の最中、経営をどうやって好転させたいのか。当事務所では毎月1回、悩める経営者の方々のために「経営戦略入門セミナー」を開催しています。初めての方にも理解できるように解りやすく解説します。

合言葉は「ピンチはチャンス」！ ドシドシご参加お待ちしております。（次回は3月4日です。）

企業調査に関して

クライアントの皆様は取引先の与信管理はどのような体制で管理されてますか？弊社では(株)帝国データバンクを介した企業調査を、既存のクライアントさまの依頼に限り受付を始めます。通常は調査会社から5社分ワンセットの調査チケットを購入し、調査を依頼しますが、クライアントの皆様においては、年間に何社も企業調査を望まれる会社さまは少なく、1~2社という方が多いかと思えます。そのようなクライアントさま向けのサービスとして、1社だけでも弊社へご依頼頂けましたら対応させていただきます。

与信管理の観点からは決済条件・販売可能額の決定材料に企業比較としてはライバル会社の財務内容の確認、販売先・仕入先等の確認、売上に対する原価率・販売費管理費比率の分析など、用途は様々です。

ご興味がある方は各担当までご連絡下さい。（北川）

労働基準法の改正

今年の4月1日から労働基準法が改正されます。今回は、労働者の健康とワークライフバランスを目的としたもので時間外労働と有給休暇のとり方の2つのポイントでの改正となっています。

時間外労働の割増賃金率が引き上げられ、1ヶ月に60時間を超えて時間外労働を行う場合は、50%以上の割増しが必要になります。60時間以下の場合は今までどおり25%以上の割増でOKです。ただし、中小企業は当分の間は猶予されますので、当面は大企業にだけに適応されるものとなります。

従来「日」を単位に取得することとされてきた年次有給休暇の取得が、労使協定を結ぶことにより「時間」単位でできるようになります。取得できるのは1年に5日分を限度としてですが、1時間単位で取得されると担当者の方は管理が煩雑になるので、最小単位を3時間などに決めることが出来ます。また、こちらは企業の規模に関わらず実施されます。（衣川）

欄外コーナー 従業員紹介（竹内所長編）

好きな食べ物；ハンバーグ カレー 好きなスポーツ；テニス
趣味；映画鑑賞（いつかどこかで スターウォーズ）

前回の特別企画クイズの答え；赤

竹内総合会計事務所 / 有限会社ワンストップマネジメント
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番4号

TEL: 06-6447-0703 FAX: 06-6447-0803
メール: info@gaoffice.net HP: [竹内総合会計事務所]で検索